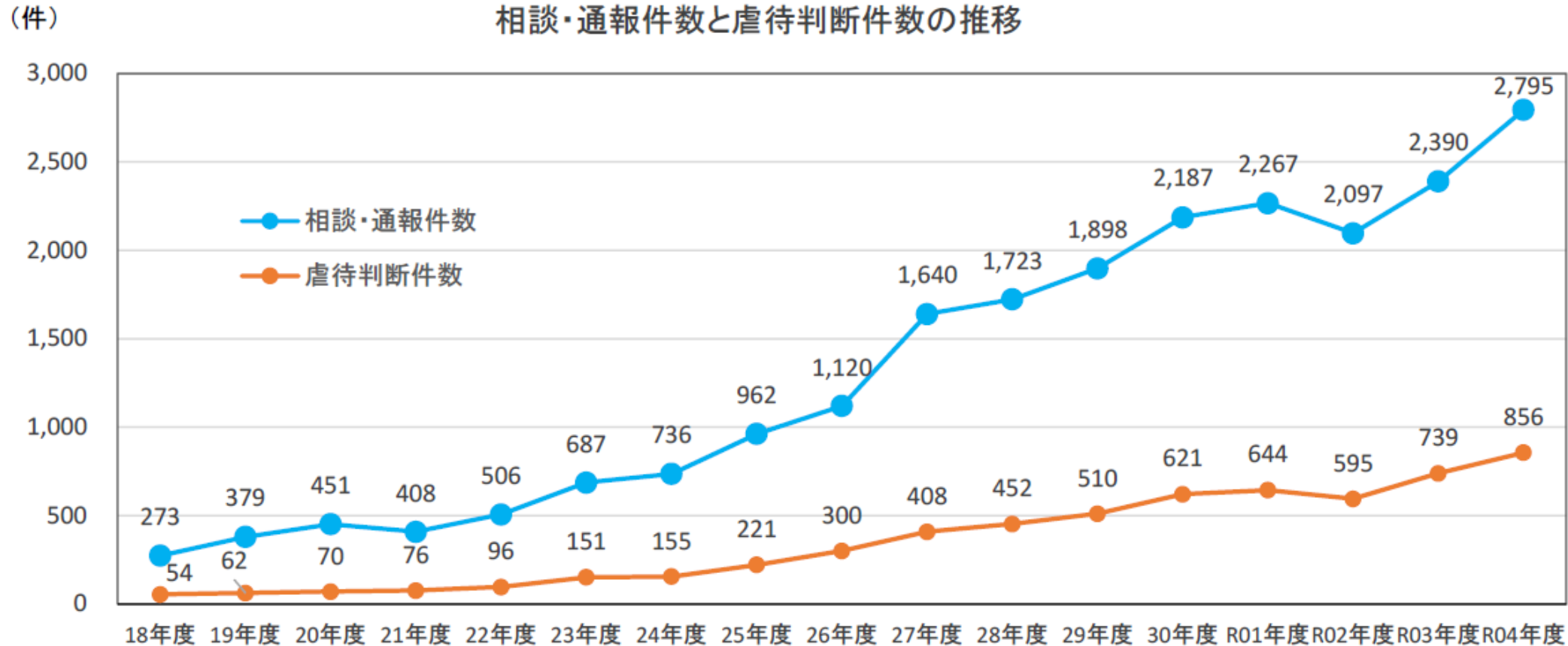


# 高齢者虐待防止について

資料4

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の  
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



出典：厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

# 高齢者虐待防止について

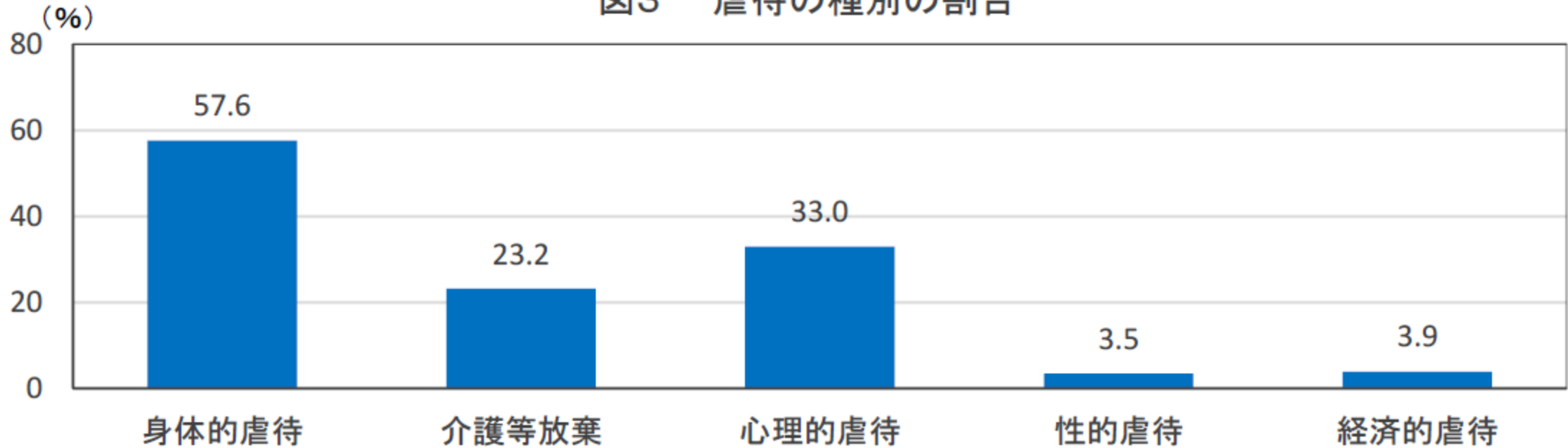
表2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数（令和4年度内）

北海道	119	東京都	318	滋賀県	25	香川県	19
青森県	31	神奈川県	250	京都府	62	愛媛県	23
岩手県	20	新潟県	45	大阪府	241	高知県	23
宮城県	22	富山県	37	兵庫県	180	福岡県	81
秋田県	14	石川県	30	奈良県	20	佐賀県	27
山形県	10	福井県	17	和歌山県	31	長崎県	31
福島県	31	山梨県	13	鳥取県	8	熊本県	75
茨城県	46	長野県	28	島根県	11	大分県	16
栃木県	38	岐阜県	32	岡山県	29	宮崎県	12
群馬県	40	静岡県	62	広島県	58	鹿児島県	22
埼玉県	230	愛知県	145	山口県	23	沖縄県	36
千葉県	123	三重県	34	徳島県	7	合計	2,795

出典：厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

# 高齢者虐待防止について

図3 虐待の種別の割合



※被虐待高齢者が特定できなかった60件を除く796件における被虐待者の総数1,406人に対する集計(複数回答)。

出典：厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

# 高齢者虐待防止について

表7 虐待の発生要因（複数回答）

内容	件数	割合（％）
教育・知識・介護技術等に関する問題	480件	56.1
職員のストレスや感情コントロールの問題	197件	23.0
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	193件	22.5
倫理観や理念の欠如	153件	17.9
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	99件	11.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	85件	9.9
その他	30件	3.5

（注）都道府県が直接把握した事例を含む 856 件に対するもの。

出典：厚生労働省 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

# 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

## 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

## 単位数

< 現行 >  
なし



< 改定後 >

**高齢者虐待防止措置未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

## 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

### 算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

大高号外  
令和6年3月15日

短期入所生活介護  
小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型共同生活介護  
特別養護老人ホーム  
管理者各位

大田原市保健福祉部長 益子 敦子

虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保について（依頼）

春分の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

本市の高齢者福祉・介護保険事業につきましては、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項により、市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項の規定による、やむを得ない事由による措置を講ずることとされています。

つきましては、下記のとおり対応していただきたくお願い申し上げます。

記

1 やむを得ない事由による措置について

高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高い場合や、放置しておくことと重大な結果を招くおそれが予測される場合等他の方法では虐待の防止が期待できない場合や、高齢者を保護する必要があると認められる場合には、市は、迅速かつ積極的に措置を実施することが規定されています。

2 緊急保護が必要な場合の居室の確保について

老人福祉法第10条の4及び第11条第1項並びに大田原市高齢者虐待防止対策事業実施要綱第10条の規定に基づき、緊急保護が必要な場合は、居室の確保についてご協力をお願いいたします。

大田原市保健福祉部高齢者幸福課  
地域支援係 担当:田口、澁江、鈴木  
TEL 0287(23)8757 FAX 0287(23)4521



# 虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保について

短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホーム

## やむを得ない事由による措置について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項の規定により高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高い場合や、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが見られる場合等他の方法では虐待の防止が期待できない場合や、高齢者を保護する必要があると認められる場合には、市は、迅速かつ積極的に措置を実施することが規定されています。

## 緊急保護が必要な場合の居室の確保について

老人福祉法第10条の4及び第11条第1項並びに大田原市高齢者虐待防止対策事業実施要綱第10条の規定に基づき、緊急保護が必要な場合は、居室の確保についてご協力をお願いいたします。